

公 示 送 達 書

土税告示 第 5 号
令和 8 年 9 月 1 8 日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

茨城県土浦県税事務所長 鹿倉 隆史



送達を受けるべき者の氏名・名称

仙都国際 合同会社

送達すべき書類を特定するために必要な情報

地方税法第55条第4項及び茨城県県税条例第37条に基づく書類

(注意) ※地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。